

特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市中村区那古野一丁目44番17号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛・地球博及び愛・地球博ボランティアセンターの理念を継承し、分野や地域を越えた市民に対してボランティアの輪を広げ、ボランティアの楽しさ、意義を体験できる事業を行い、ボランティアによる新しい市民社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 愛・地球博記念公園等での継承事業
- ② 地域ボランティア活性化事業
- ③ ボランティアに関する研修・講演・セミナー事業
- ④ ボランティア情報収集発信事業
- ⑤ ボランティアプログラム開発及び実施に係る事業
- ⑥ ボランティア運営事業
- ⑦ 環境との共生を目指したボランティア活動推進事業
- ⑧ 国際的なボランティアの交流事業
- ⑨ ボランティアに関する調査・研究事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② 受託事業

- ③ 物品貸付業
 - ④ 出版広告事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、議決会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)議決会員

この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)賛助会員

この法人の目的に賛同し、援助するために入会した個人及び団体

(3)正会員

この法人の目的に賛同し、活動するために入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上30人以下

(2)監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、2人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、議決会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業報告及び決算
- (5)役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6)その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)議決会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第 15 条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した議決会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、議決会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した議決会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各議決会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない議決会員は、あらかじめ通知された事項について書面、FAX 又は電磁的方法をもって表決し、又は議長を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した議決会員は、第 27 条、第 28 条第2項、第 30 条第1項第2号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する議決会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)議決会員総数及び出席者数(書面、FAX 又は電磁的方法による表決者、若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)事業計画及び予算並びにその変更

(2)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(3)事務局の組織及び運営

(4)入会金及び会費の額

(5)総会に付議すべき事項

(6)総会の議決した事項の執行に関する事項

(7)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めるとき。

(2)理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第 15 条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長とする。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項

について書面、FAX 又は電磁的方法をもって表決し、又は議長を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、FAX 又は電磁的方法による表決者、若しくは表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 委員会等

(委員会等)

第 39 条 この法人に委員会等を設置することができる。委員会等は理事長の諮問に応じて評議し、理事会に対して、意見を述べる。

- 2 委員会等について必要な事項は別途定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄付金品
- (4)事業に伴う収益
- (5)財産から生じる収益
- (6)その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 削除

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第 47 条 予算超過又は予算外の収益費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

- 第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第 50 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

- 第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した議決会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 議決会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、議決会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第 54 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

- 第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において議決会員総数の4分の3

以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	榎田	勝利
副理事長	國分	孝雄
同	曾田	忠宏
理事	水野	晶夫
同	大角	佳生
同	柴田	久史
同	伊藤	剛
同	石川	基重
同	古澤	礼太
同	牧野	典子
同	佐藤	久美子
同	GATHRIGHT JOHN ROSS	
同	山田	昭義
同	鈴木	盈宏
同	藤原	敏文
同	村井	理恵
同	伊藤	裕
監事	熊澤	敦子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とし、入会金は0円とする。
 - (1)議決会員個人
年会費 10,000円
 - (2)賛助会員個人
年会費 1口5,000円
 - (3)賛助会員団体
年会費 1口10,000円
 - (4)正会員
年会費 2,000円
- 7 正会員の年会費はこの法人との連絡手段が電子メールによる正会員に対して適用し、それ以外の正会員の年会費は通信費として1,000円を加算するものとする。
- 8 この法人の入会金及び会費はこの法人の課税売り上げとせず、また会員において

も課税仕入れとしないものとする。

附 則

- 1 この定款は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この定款は平成 24 年 6 月 24 日より施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この定款は名古屋市長の認証を受けた日(平成 25 年 1 月 9 日)より施行する。

附 則

- 1 この定款は令和 3 年 6 月 20 日より施行する。

附 則

- 1 この定款は名古屋市長の認証を受けた日(令和 年 月 日)より施行する。